

**平成27年度次世代グローバルリーダー事業
「シップ・フォー・ワールド・ユース・リーダーズ」
参加費免除申請書類一覧及び確認票**

氏名

平成27年 月 日提出

以下の書類のうち、該当するものに✓印を付け、申請に必要な書類を提出すること。

● 全員が必ず提出する書類

申請者本人	<input type="checkbox"/>	申請書類一覧及び確認票（この書類）	様式6-1
	<input type="checkbox"/>	参加費用免除申請書	様式6-2
	<input type="checkbox"/>	家庭調書	様式6-3

● 必要な書類

申請者本人	<input type="checkbox"/>	授業料全額免除を受けていることが分かる書類（授業料免除決定通知、授業料免除証明書等）の写	在学大学
	<input type="checkbox"/>	奨学金の貸与・給付を受けていることが分かる書類の写	支給を受けている法人又は株式会社
	<input type="checkbox"/>	在学証明書又は学生証の写	在学大学
申請者を含む世帯全員分 ※授業料全額免除を受けている者は提出不要	<input type="checkbox"/>	最新の所得（課税）証明書（写可） （平成27年度（平成26年度分）の所得を証明するもの） ※就学前の者、兄弟姉妹等の就学者であって、定職収入がない者は提出不要です。 ※確定申告等を行っている者であって、所得証明書に給与以外の所得の記載がない場合、①受付印のある平成26年分確定申告書控えの第1表、第2表、第3表の写、②受付印のある平成26年分青色申告決算書の写、③受付印のある平成27年度市町村・県民税申告書控えの表・裏面の写のいずれかを提出すること。	市区町村役場、税務署
	<input type="checkbox"/>	住民票謄本（3か月以内に発行のもの）（写可） （続柄欄の記載及び世帯全員の記載があること） ※住民票を移していない場合で、実家と学校が近郊（同一県内）にあるが、自宅外通学をしている就学者がいる場合、アパート等の契約書のコピーを提出すること。	市区町村役場

下記に該当する場合に提出する書類

(1) 収入に関する証明書類等 (家族に関する書類)

年金・恩給等の受給者	<input type="checkbox"/>	受給金額が分かる書類の写 (公的年金の源泉徴収票、年金振込通知書、年金支払通知書、年金証書等)	日本年金機構
失業保険の受給者	<input type="checkbox"/>	雇用保険受給資格者証の写 (両面)	ハローワーク
生活保護の受給者	<input type="checkbox"/>	生活保護決定 (変更) 通知書の写	生活保護受領証明書
養育費、遺族年金、児童扶養手当等の受給者	<input type="checkbox"/>	受給金額の分かる書類 (児童扶養手当証書、遺族年金振込通知書、通帳の写等)	市区町村役場、日本年金機構
平成27年1月以降に転業、開業した方	<input type="checkbox"/>	給与明細 (3か月分以上) (3か月未満の場合)	勤務先
平成27年1月以降の退職者	<input type="checkbox"/>	退職金支給額証明書の写	勤務先
主たる家計支持者の死亡	<input type="checkbox"/>	死亡保険金支給額証明書及び退職金支給額証明書の写	保険会社、勤務先

(2) 特別控除

母子・父子家庭	<input type="checkbox"/>	母子・父子家庭と確認できる書類 (戸籍抄本) (写可)	市区町村役場
本人以外の就学者 (高校生以上)	<input type="checkbox"/>	在学証明書又は学生証の写	在学学校・大学
障がい者がいる場合	<input type="checkbox"/>	障害者手帳の写	市区町村役場
長期療養者 (6か月以上) がいる場合	<input type="checkbox"/>	医師の診断書 (写可) 及び最近3か月間の医療費の領収証	医療機関
主たる家計支持者の別居	<input type="checkbox"/>	最近3か月分の赴任先の電気、ガス、水道、住居費の支払いが分かる書類 (領収書、通帳等の写)	
火災・風水害等の被災	<input type="checkbox"/>	被災証明証及び被災額が判断できる書類の写	市区町村役場、消防署

(3) 独立生計者※

独立生計者として申請する者	<input type="checkbox"/>	健康保険証の写 (申請者自身が被保険者であること。扶養家族がいる場合は、家族全員分)	
---------------	--------------------------	--	--

※ 大学に在学する者のうち、次の①から④のいずれにも該当する者。①所得税法上、父母等の扶養親族でない者、②父母等と別居している者、③本人 (配偶者があるときは、配偶者を含む) に150万円以上の収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者、④父母等 (配偶者を除く) から経済的な援助を受けていない者。独立生計の場合は、世帯の構成員は申請者本人 (配偶者や子どもがいる場合は含む) のみとなる。